

歴史まちづくりの概要

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室
樋口 優



目次

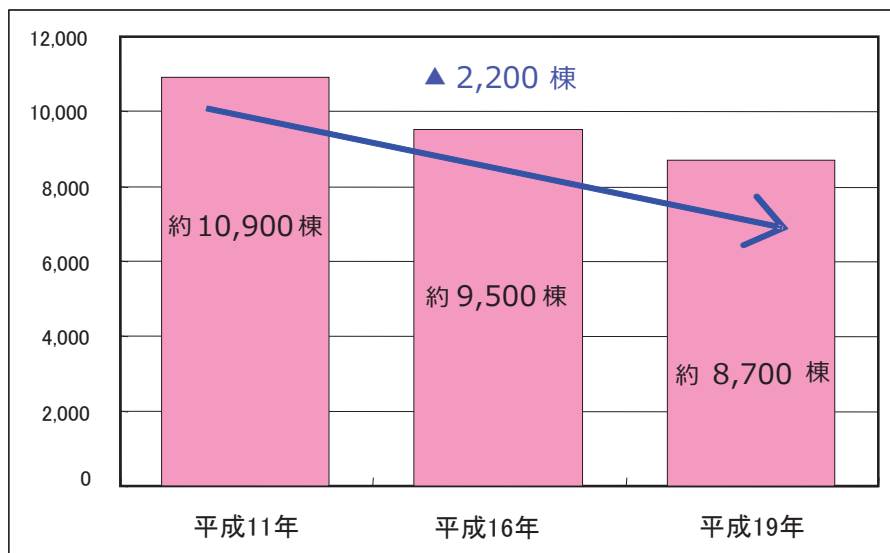
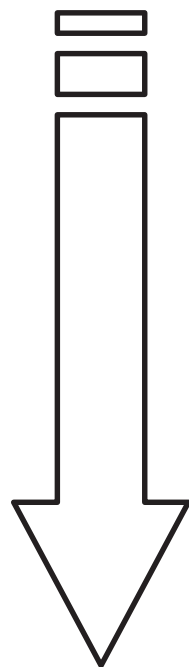
1. 歴史まちづくり法のしくみ
2. 「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果
3. 認定都市への支援措置・制度
4. 計画の策定体制・流れ
5. 歴史まちづくりの最近の話題

1. 歴史まちづくり法のしくみ

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史的まちなみが失われる現状

- 我が国には、城郭や神社仏閣等の**文化財**及び**文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有する建造物**とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。
- こうした地域において、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われ、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境（=**歴史的風致**）が形成されている。



金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟（全体の約20%）の歴史的な建造物が失われている。※出典：金沢市資産税課（H19）

文化財指定されていない歴史的建造物については、維持管理に多くの費用がかかること、所有者の高齢化等を背景に滅失が進んでおり、**良好な歴史的まちなみが失われつつある。**



(例)まちなみの連続性が損なわれている様子 4

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」と略記）
歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくため、平成20年に制定。

歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」＝人々の営み



2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」



一体となって形成された良好な市街地の環境

■ 生業に関する歴史的風致

旧東海道を挟んで建つ2軒の老舗が伝統製法により製造する豆味噌の香りとともに、蔵造りのまちなみ景観が、風情を漂わせています。（愛知県岡崎市）



旧東海道の街並み



味噌蔵での石積み

■ 人々の生活に関する歴史的風致

富士山の伏流水が市内河川へ湧き、その川の水を利用する人々の暮らしがカワバタでは営まれ、年中行事の開催や交流の場としても賑わいをみせています。（静岡県三島市）



川の中の散策路



灯籠流し

■ 顕彰活動に関する歴史的風致

不朽の防災教材とも言われる「稲むらの火」には、浜口梧陵による津波からの村民救出劇が描かれています。梧陵が築いた堤防などを舞台として、梧陵の顕彰活動や防災の重要性が継承されています。（和歌山県広川町）



梧陵が築いた広村堤防



津浪祭で行われる避難訓練

■ 人々の娯楽に関する歴史的風致

藩主徳川齊昭により造園され、梅の名所として名高い偕楽園では、明治中期より観梅の催しが始められ、梅祭りとして市を代表する伝統行事となっています（茨城県水戸市）



偕楽園の梅林



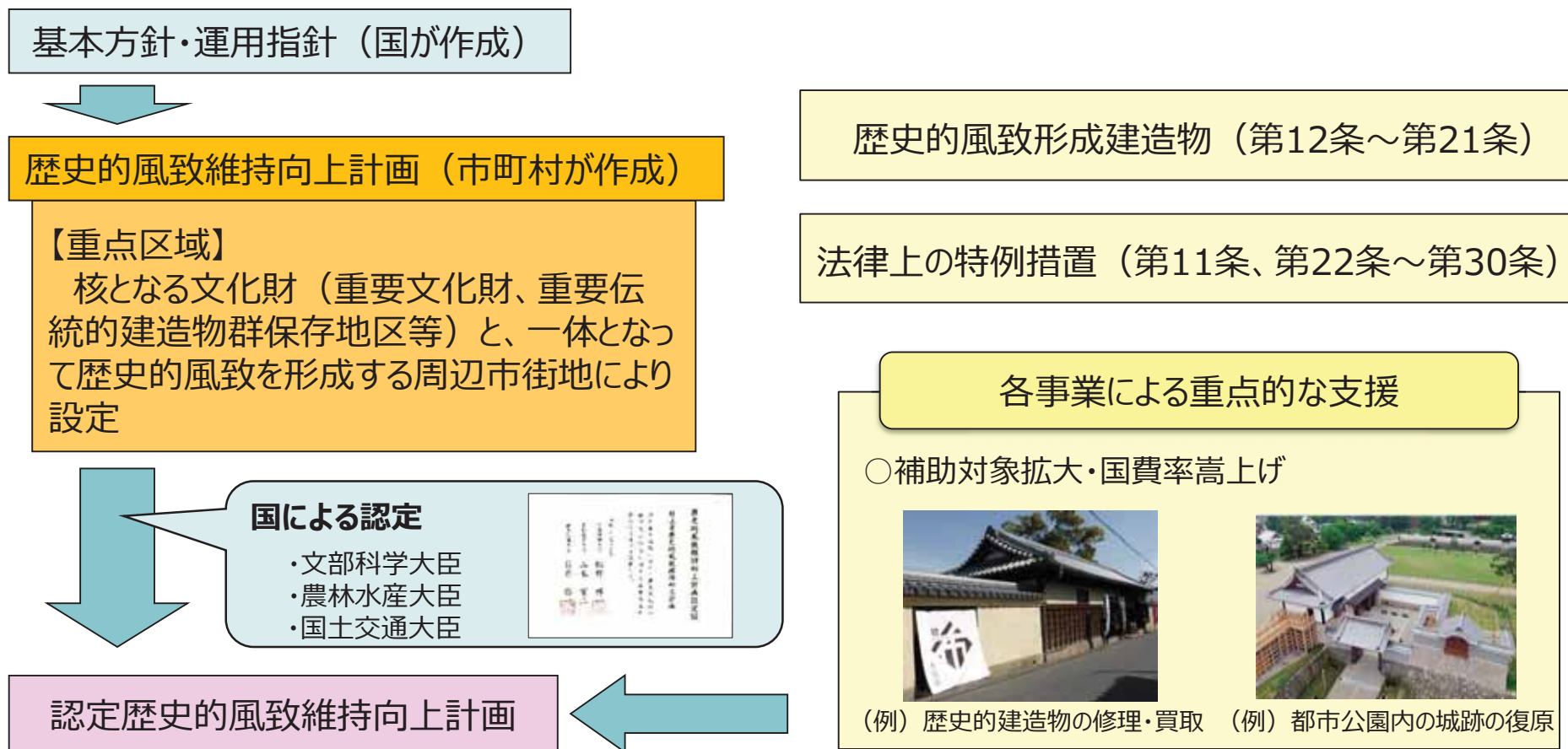
梅祭り

歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行）

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与



歴史的風致維持向上計画認定状況（R4年3月末時点）



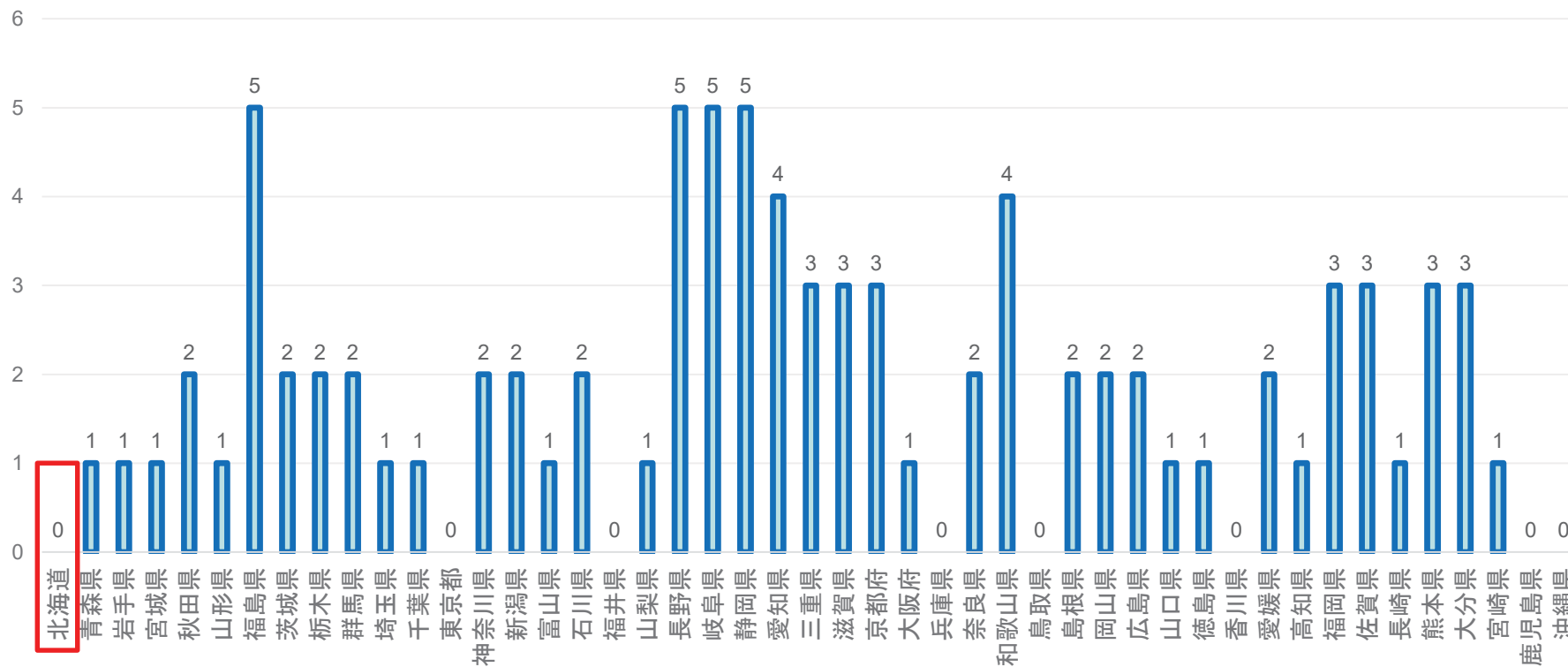
【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日		
東北 【11】	1	青森県	弘前市*	H22.2.4	近畿 【13】	50	彦根市*	H21.1.19	
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13		51	滋賀県	長浜市*	H22.2.4
	3	宮城県	多賀城市*	H23.12.6		52		大津市	R3.3.23
	4	秋田県	大館市	H29.3.17		53		京都市*	H21.11.19
	5		横手市	H30.7.11		54	京都府	宇治市	H24.3.5
	6	山形県	鶴岡市	H25.11.22		55		向日市	H27.2.23
	7		白河市*	H23.2.23		56	大阪府	堺市	H25.11.22
	8	福島県	国見町	H27.2.23		57	奈良県	斑鳩町	H26.2.14
	9		磐梯町	H28.1.25		58		奈良市	H27.2.23
	10		桑折町	H28.3.28		59	和歌山県	湯浅町	H28.3.28
	11	棚倉町	R2.6.24	60				広川町	H28.10.3
12	茨城県	桜川市*	H21.3.11	61		和歌山市		H30.3.26	
関東 【16】	13		水戸市*	H22.2.4	62		高野町	H31.1.24	
	14	栃木県	下野市	H31.3.26	63	島根県	松江市*	R2.3.23	
	15		栃木市	H31.3.26	64			津和野町	H25.4.11
	16	群馬県	甘楽町*	H22.3.30	65	岡山県	津山市*	H21.7.22	
	17		桐生市	H30.1.23	66		高梁市*	H22.11.22	
	18	埼玉県	川越市*	H23.6.8	67	広島県	尾道市*	H24.6.6	
	19	千葉県	香取市	H31.3.26	68		竹原市	H24.6.6	
	20	神奈川県	小田原市*	H23.6.8	69	山口県	萩市*	H21.1.19	
	21		鎌倉市	H28.1.25	70	徳島県	三好市*	H22.11.22	
	22	山梨県	甲州市	H29.3.17	71	四国 【4】	大洲市*	H24.3.5	
23	長野県	下諏訪町	H21.3.11	72	愛媛県		内子町	R1.6.12	
24			松本市*	H23.6.8	73	高知県	佐川町*	H21.3.11	
25			東御市	H24.6.6	74	福岡県	太宰府市	H22.11.22	
26			長野市	H25.4.11	75			添田町	H26.6.23
27			千曲市	H28.5.19	76			宗像市	H30.3.26
北陸 【5】	28	新潟県	村上市	H28.10.3	77		佐賀市*	H24.3.5	
	29		佐渡市	R2.3.24	78	佐賀県	基山町	H31.1.24	
	30	富山県	高岡市*	H23.6.8	79			鹿島市	H31.3.26
	31	石川県	金沢市*	H21.1.19	80	長崎県	長崎市	R2.3.24	
32			加賀市	R3.3.23	81	熊本県	山鹿市*	H21.3.11	
中部 【17】	33	岐阜県	高山市*	H21.1.19	82			湯前町	H29.3.17
	34			惠那市*	H23.2.23	83		熊本市	R2.6.24
	35			美濃市*	H24.3.5	84	大分県	竹田市	H26.6.23
	36		岐阜市	H25.4.11	85			大分市	R1.6.12
	37		郡上市	H26.2.14	86			杵築市	R3.3.23
	38	静岡県	三島市	H28.10.3	87	宮崎県	日南市	H25.11.22	
	39			掛川市	H30.1.23				
	40			伊豆の国市	H30.7.11				
	41		下田市	H30.11.13					
	42		浜松市	R4.3.25					
43	愛知県	犬山市*	H21.3.11						
44			名古屋市	H26.2.14					
45			岡崎市	H28.5.19					
46		津島市	R2.3.24						
47	三重県	亀山市*	H21.1.19						
48			明和町*	H24.6.6					
49		伊賀市	H28.5.19						

合計 87都市(39府県)

*うち2期計画認定済 30都市

歴史的風致維持向上計画認定状況（R4年3月末時点）

- 令和4年3月末時点の歴史的風致維持向上計画認定都市数は87都市であり、毎年平均6都市程度を認定している。
- 認定都市数は地域ごと、地方ごとにバラツキがみられる。



2. 「歴まち計画」の特徴と 計画策定に伴う効果

計画策定の要件

- 市町村が計画を作成するに当たり、**重点区域は必ず設定する必要がある（法第5条第2項第2号）**
- 重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、法律上の要件がある。

重点区域の要件

- 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - ・文化財保護法の規定により**重要文化財**、**重要有形民俗文化財**又は**史跡名勝天然記念物**として指定された**建造物の用に供される土地**
 - ・文化財保護法の規定により選定された**重要伝統的建造物群保存地区内の土地**
- 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

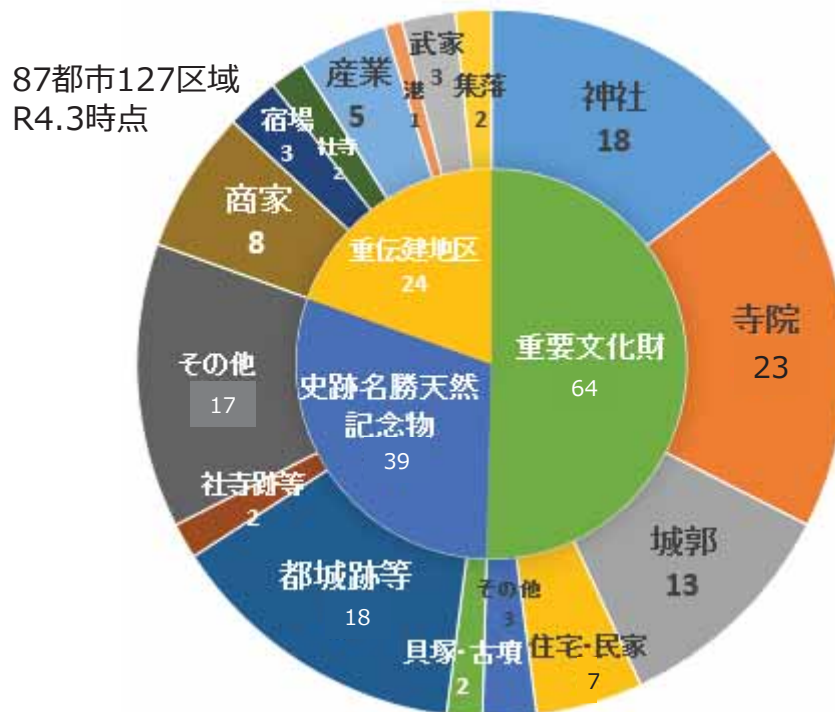
重点区域の核としての文化財



重要伝統的建造物群保存地区
(吹屋：高梁市)



特別史跡（太宰府跡：太宰府市）



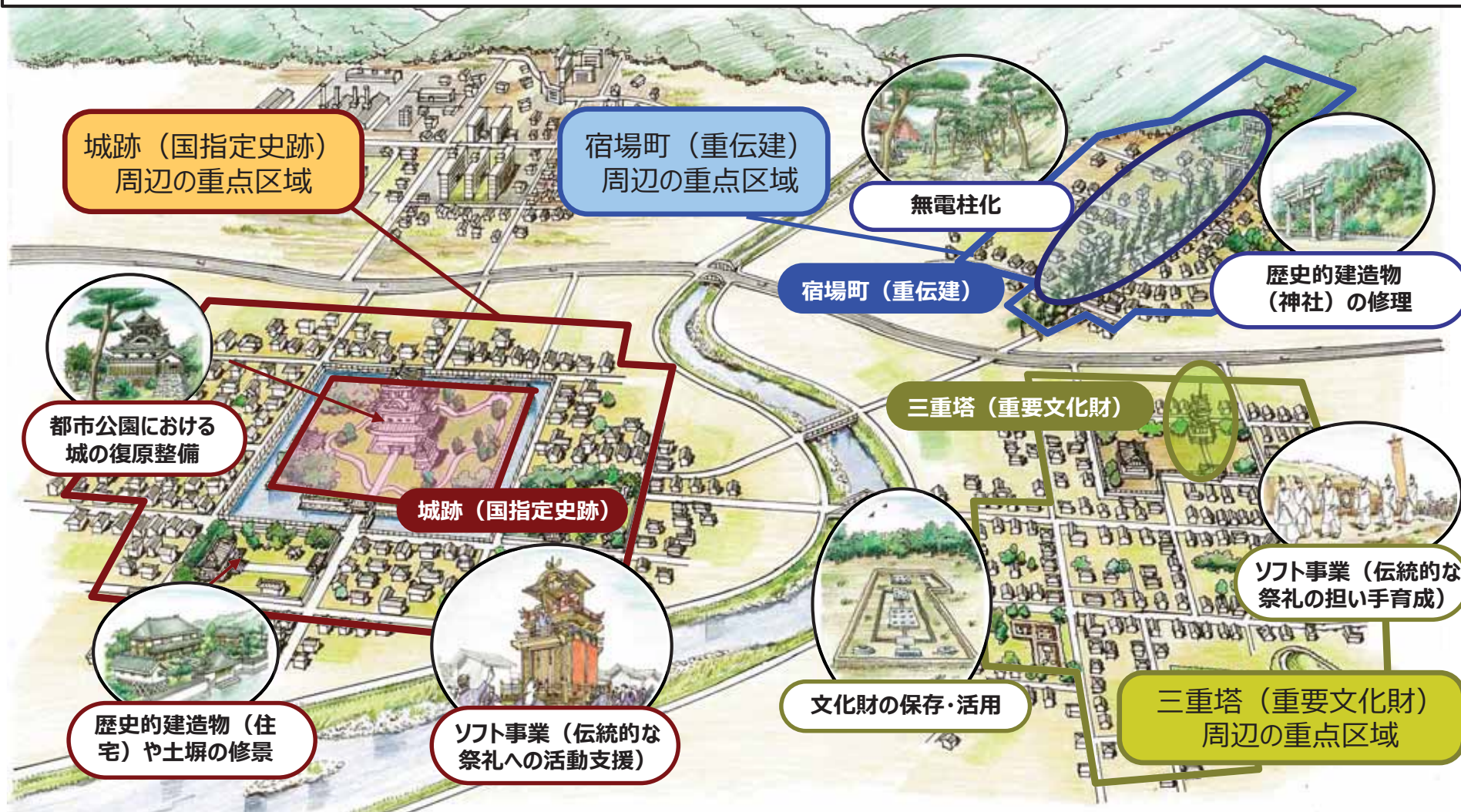
重要文化財
(弘前城：弘前市)



名勝（南湖公園：白河市）

歴史まちづくり計画のイメージ

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね5～10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



重点区域の設定の例①（青森県弘前市）

- 国指定の「弘前城跡」と国選定の「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区」を中心に城下町の範囲を基本に設定。
- この区域には、重要無形民俗文化財の「弘前のねぶた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、伝統工芸の作業場など人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集積している。
- 元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」において示されている、藩政時代の城下町の範囲を基礎とし、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、わかりやすいように境界を設定。

【重点区域(弘前城下町地区)】



弘前城(重要文化財)



津軽伝統工芸
(作業場)



弘前のねぶた
(運行ルート)



重点区域の設定の例② (佐賀県基山町)

きいじょう

- 基山と特別史跡基肄城跡を基点に、基山町の歴史的風致が重なり合う区域を設定。
- この区域では、わかりやすく形を残した歴史的建造物がなかったが、建造物跡と、これまで継承されてきた地域の伝統行事など、面的に広がる風致を細かく拾いあげ、繋げることにより地理的にも歴史的にも広く設定されている。
- 町を南北に通る基山登山道から、東西に渡る大興善寺のつつじまつりといった歴史的風致の活動場所を繋ぎ合わせることで、広域ななかでも重要な箇所を捉えて設定されている。



基山



基肄城跡(石碑)

登山の様子



つつじまつり (大興善寺にみる歴史的風致)

- ① 有形・無形の歴史的資産が一体となった概念である「歴史的風致」を市町村が設定し、市町村の総合計画や課題に照らして方針を定めることで、各自治体における歴史まちづくりのよりどころが明示される。
- ② 重要文化財など単体の歴史的建造物だけでなく、その周辺環境についても、拠点施設の整備、まちなみ整備、歴史的活動の継続などに対する取組が行われることにより、まちなみ全体の歴史的風致の維持向上が図られる。
- ③ 法定協議会の定期的な開催や進行管理・評価の実施等、計画認定後の取組状況をフォローアップし、計画の実効性を担保する仕組みが整備されている。
- ④ 計画策定を通じて「文化財部局」や「まちづくり部局」をはじめとした関係部局が連携することにより、歴史まちづくりの取組が円滑に実行可能な庁内体制が整備される。
- ⑤ 画策定や計画に基づく事業等に行政が率先して取り組むことにより、歴史まちづくりに対する気運が高まり、地域の住民・団体、民間事業者の主体的な取組が活発化。地域が大切にする行事や慣習を活かすためのまちづくりという、住民の生活目線のまちづくりの推進ツールとなる。

【効果1：観光資源整備に伴う地域活性化と郷土文化の誇りの熟成】 (岐阜県高山市)

維持向上すべき歴史的風致

高山祭は江戸時代から続く祭礼行事であり、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、旧城下町を絢爛豪華な屋台が曳かれる。



歴史的風致の維持向上の取組



土蔵を活用した歴史・美術展示施設、空家等を活用した伝統文化の体験交流施設を整備。



地域内外から支援者を募って伝統行事等の人材を確保する仕組みの構築を図る。

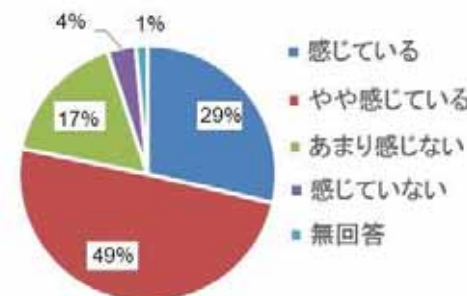


1. 外国人観光客の増加



外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約61万人(令和元年)に増加。

2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成



市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

3. 固有の伝統文化の保存・継承



屋台保存会において小学生による「神楽舞」の復活に取り組み、平成24年の春祭りで50年ぶりに披露



祭りの歴史や文化を伝えるため、平成27年の秋祭りで小学生が屋台に乗る体験を初実施

【効果2：地域活動の活性化】（富山県高岡市）

勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

浄土真宗本願寺派の古刹である勝興寺(重要文化財)では、かつては舟運による経済活動を通じて、一種の領主的な役割を果たしていたことから、宗教行事のみならず地域行事も執り行われ、又、その周囲に立ち並ぶ小寺・役寺や町家等により、独自の寺内町が形成されている。



勝興寺本堂

歴史的風致維持向上の取組



旧参道

旧参道を中心とした道路修景整備を行うため、基本計画作成にあたり地元住民の意見を参考にすべく、まち歩きやワークショップを開催

【景観づくり住民協定の締結】

歴史都市の住民である誇りを再認識
歴史的まちづくりへの関心の高まり

まちづくり協議会の立ち上げ

町内会や賛同する個人・団体・企業を中心に構成

景観づくり住民協定

建築物の整備基準を定め、勝興寺の寺内町として、風情漂う落ち着いたまちに相応しい町並み景観づくりに進め「勝興寺に通じる参道として歩いて楽しいまち」を実現することを目的に協定締結

住民の団結・連携

自治体との連携・制度策定



勝興寺

伏木駅

協定区域

【効果3：歴史的建造物の意匠の保全を図り、滅失を最小限にする】（茨城県桜川市）

重要伝統的建造物群保存地区



戦国時代末期の真壁氏時代に形づくられ、江戸時代初期の浅野氏時代に完成した真壁の町割り

震災からの復旧・復興



歴史的風致形成建造物に指定

震災後、約30棟を新たに歴史的風致形成建造物に指定し、復旧事業等を実施

建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定
(H28.4.1施行)

建築基準法第85条の3に基づき、条例制定



伝統的建造物群を構成している建築物等の増改築等を行う場合、一定の要件の下、当該伝統的建造物の屋根等の位置が、**従前の位置から超えなければよい(道路へ突き出してもよい)**こととした。

効果

伝統的建造物の意匠等の保存を図り、歴史的風致の維持が図られている。

国登録有形文化財の数

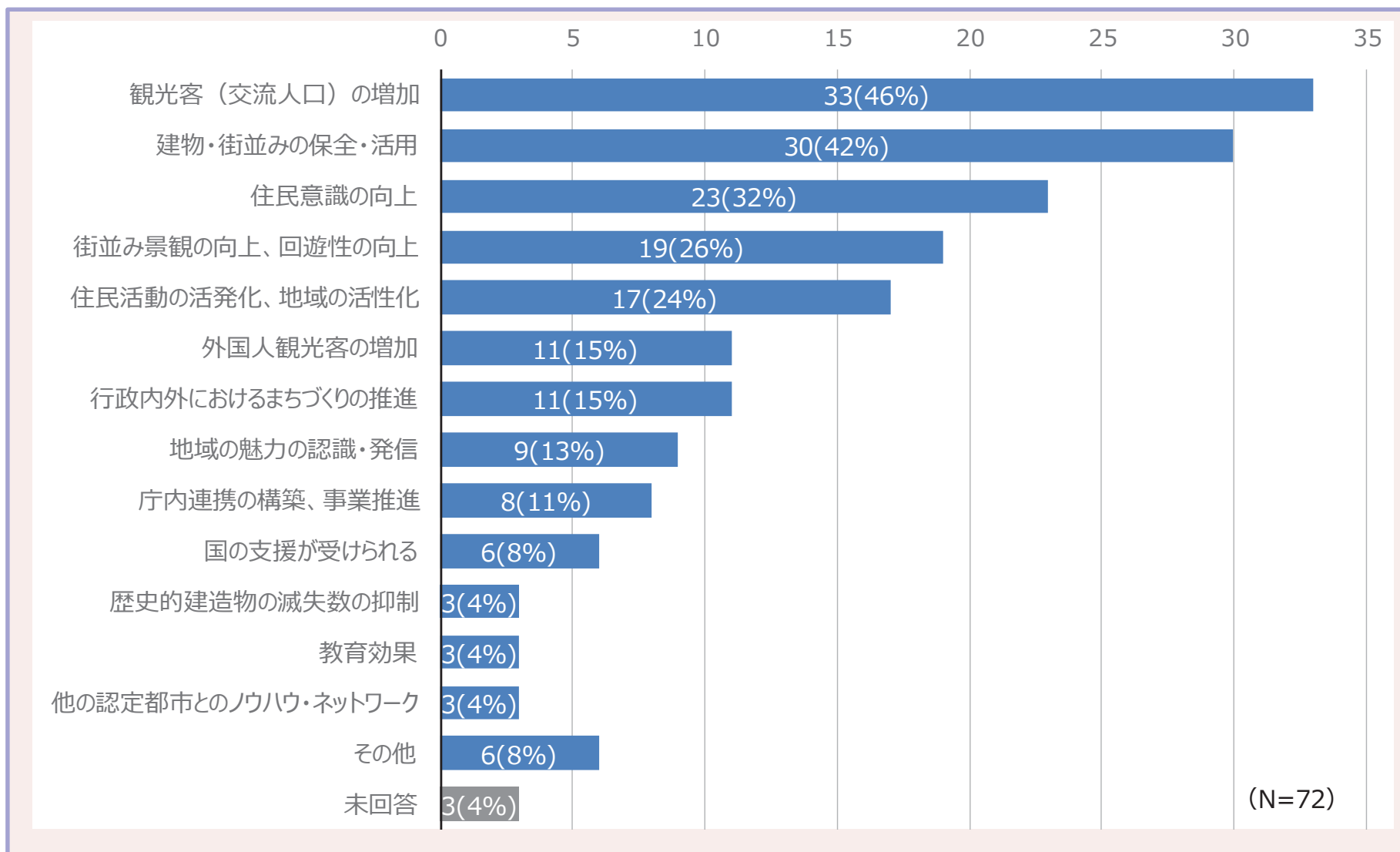
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
登録数	104	104	104	104	102	99
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
登録数	99	99	99	99	102	102
年度	R1					
登録数	102					

効果

滅失が最小限に抑えられている。

・「歴まち計画」を策定したまちづくりへの効果（策定して良かったこと）として、観光客（交流人口）の増加や、建物・街並みの保全・活用、について多くの回答。

※自由記述式の回答を分類して集計



3. 歴史的風致維持向上計画 認定都市への支援措置・制度

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

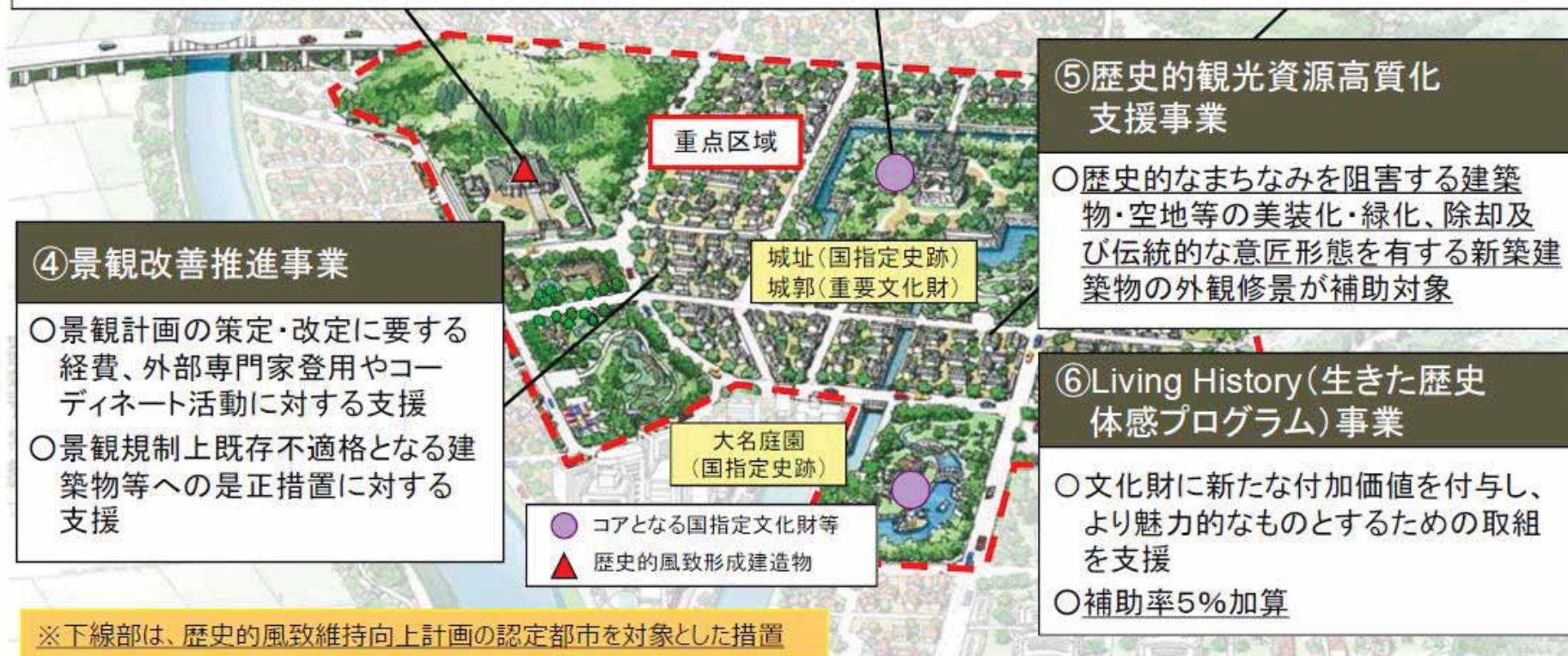
- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象



④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援
- 補助率5%加算

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

- 住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加（国費率：市町村等 1 / 2、民間事業者等 1 / 3（間接補助））※10年以上の一般公開を行うことが条件。

■事例（広島県竹原市）

- ・竹原市では、江戸末期に建てられた酒蔵（藤井酒造）を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施しました。



修理前



修理後

※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援

- 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加（国費率：1 / 2）

■事例（石川県金沢市）

・金沢市では、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻しています。また、海鼠漆喰が特徴の鼠多門・鼠多門橋も復元整備されました。



金沢城公園



令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

■事例 (秋田県大館市)

秋田県大館市では、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きの推進を図っています。



The map highlights several key projects:

- 基幹事業: 道路 駅前広場整備
- 基幹事業: 高質空間形成施設 駅前広場屋根
- 基幹事業: 高次都市施設 地域交流センター
- 基幹事業: 地域生活基盤施設 情報板
- 基幹事業: 地域生活基盤施設 ハチ公広場
- 基幹事業: 高質空間形成施設 公衆トイレ
- 基幹事業: 高次都市施設 観光交流センター ハチ公の駅
- 基幹事業: 地域生活基盤施設 多目的広場整備
- 基幹事業: 地域生活基盤施設 秋田犬ふれあい広場
- 基幹事業: 高質空間形成施設 カラー舗装、園路
- 基幹事業: 地域生活基盤施設 駐車場
- 基幹事業: 高質空間形成施設 照明

Accompanying photographs show:

- 【ハチ公広場】イメージ
- 【秋田犬の里】
- 【秋田犬ふれあい広場】イメージ
- 【秋田犬ふれあい広場】
- 【照明整備】
- 【カラー舗装(園路)の整備】
- 【駅前広場屋根の整備】
- 【情報板の整備】
- 【公衆トイレの整備】
- 【多目的広場の整備】

④景観改善推進事業による支援

- 地域住民がそのまちに誇りや愛着を持てる住みよい環境を整備するとともに、多数の観光客が来訪するような魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的な街並みや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要。
- 地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善を支援することにより、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資する。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

上記(1)、(2)

事業主体がa.に該当する場合 1 / 2

事業主体がb.に該当する場合 1 / 3

上記(3)

事業主体がa.及びb.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

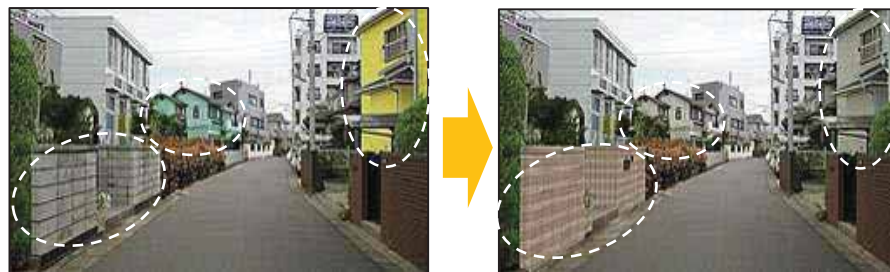
以下のいずれかの要件を満たす市区町村

a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を公表している市区町村

b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村
(a.を除く)

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

⑤ 歴史的観光資源高質化支援事業による支援

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇ 補助内容

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却、伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景

◇ 補助事業者 : 地方公共団体、観光地域づくり法人、民間事業者等

◇ 補助率 : 1 / 3

※ 観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において実施されるものが対象



歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却（イメージ）】

⑥ Living History(生きた歴史体感プログラム)事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組（Living History）を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出する。
- 訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成などを行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

支援内容

◇補助内容

① Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業
文化財建造物や史跡等を訪れた人が、歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組を支援

②観光拠点整備事業

日本遺産、世界文化遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツ作成などを支援

◇補助事業者： 地方公共団体、協議会、所有者等

◇補助率： 1/2（条件に応じ2/3を上限）

※歴史的風致維持向上計画認定都市は補助率5%加算

※観光庁が指定する特定観光地等において実施されるもの

事業の詳細はこちら👉（文化庁HP）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html>

【事業イメージ】



絵図に基づいた大名行列



梅花の宴再現



建造物の美観向上

歴史まちづくり関連税制

○歴史的風致を維持向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

所得税・法人税等

・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



相続税

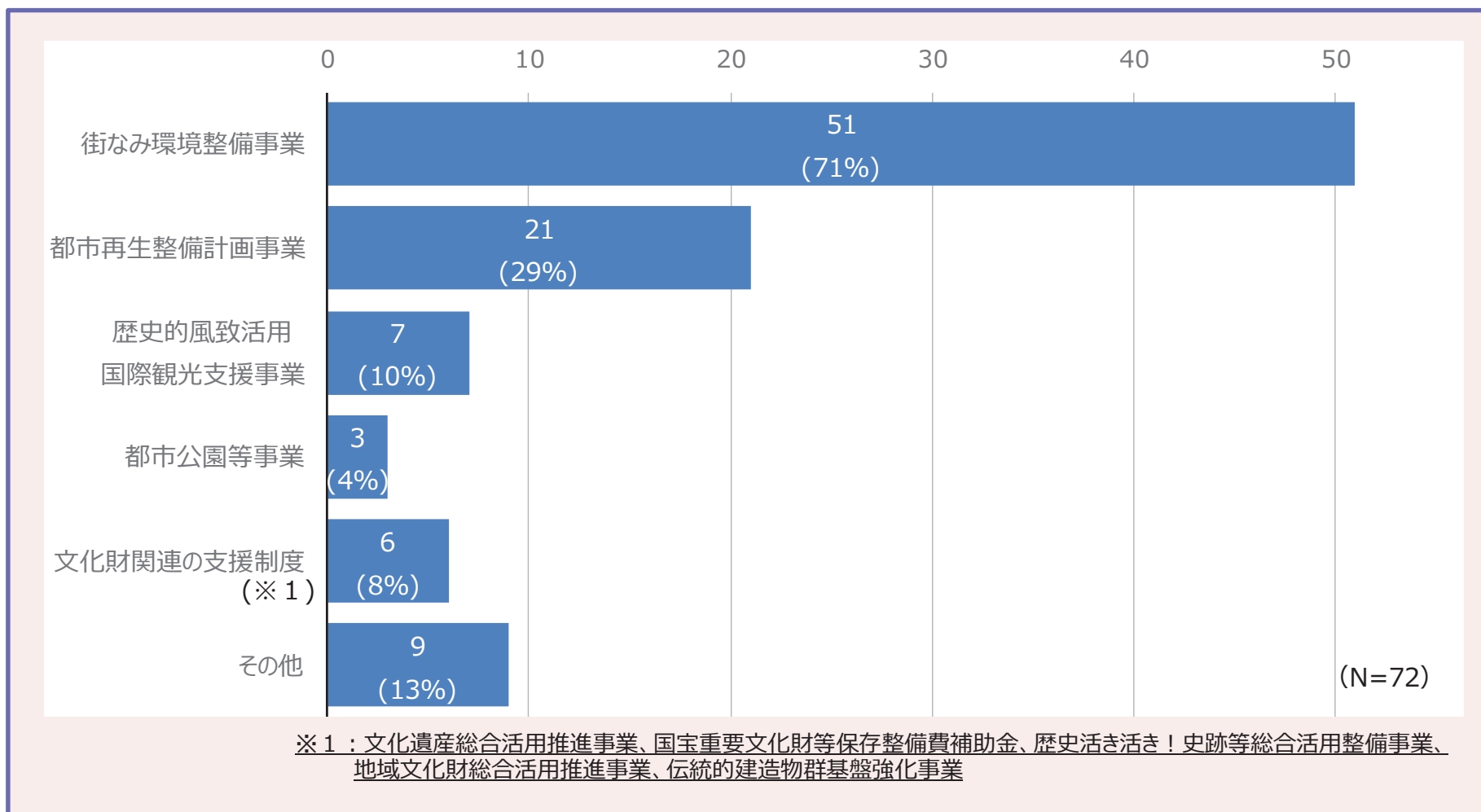
・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**

イメージ



・認定された「歴まち計画」に基づく支援制度のうち、重要かつ事業効果が高いものとして、71%の自治体が街なみ環境整備事業を、29%の自治体が都市再生整備計画事業を挙げている。

※自由記述式の回答を分類して集計



- 市町村は、歴史的風致維持向上計画に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できる。
- 歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じるが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができる。

■ 指定実績（令和3年10月末現在） **771件を指定**

→町家のような建築物だけでなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用



佐々木邸（京都市）



大谷忠吉本店（白陽酒造）建造物群（白河壺沢城惣構跡 西内惣構跡（金沢市）



津山城宮川門跡石垣（津山市）

■ 歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例

指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物の復旧にも活用



街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成（京都市）



街なみ環境整備事業を活用した歴史的風致形成建造物の修理への助成（白河市）

○市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができる。

■ 指定実績（令和3年3月末現在）

7市（萩市、太宰府市(3)、白河市、川越市、和歌山市(2)、基山町(2)、栃木市）で8法人を指定

■ 萩市

- ・萩市では、特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラスト（寄付）で修理が実現した井上勝邸旧門

■ 和歌山市（NPO法人和歌浦）

- ・和歌祭の開催、普及啓発を主な活動とし、令和4年開催の400年祭に向けた実行委員会が設立。
- ・担い手減少を解決するため、また伝統芸能の継承のため、小学生に演舞や御船歌の講座を開催（年4校）し、次世代の担い手育成活動を実施している。

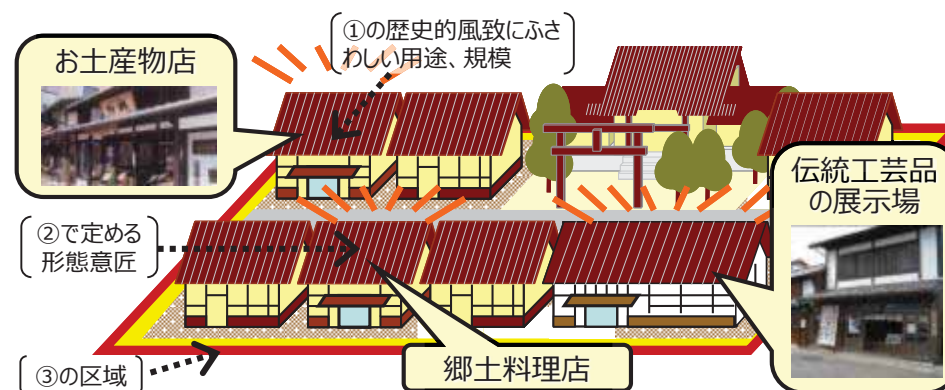
○歴史的風致維持向上地区計画制度とは、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするものである。

■実績（令和3年10月末現在）

2地区（白河市、太宰府市）

■歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

- ・土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定
 - ①地域の歴史的風致にふさわしい用途、規模
 - ②形態意匠に関する事項
 - ③上記の建築物の建築を認める区域
- ・用途地域による制限にかかわらず、①～③を満たす建築物の建築が可能となる。



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

事例（福岡県太宰府市）

- ・国特別史跡 太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し、住宅及び店舗付き住宅のみ認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能とした。



政庁通り

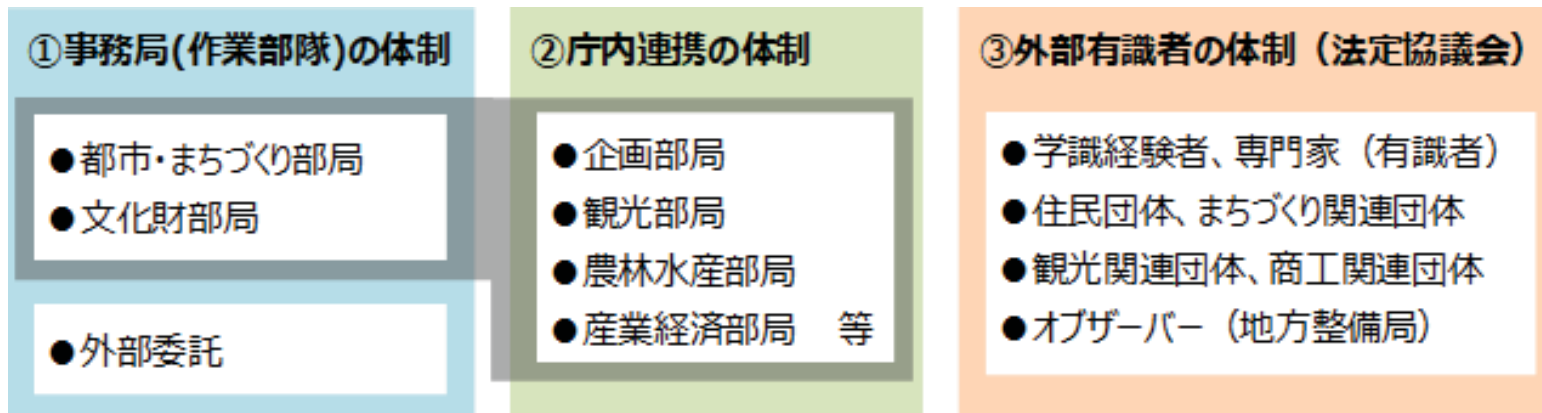


イメージ

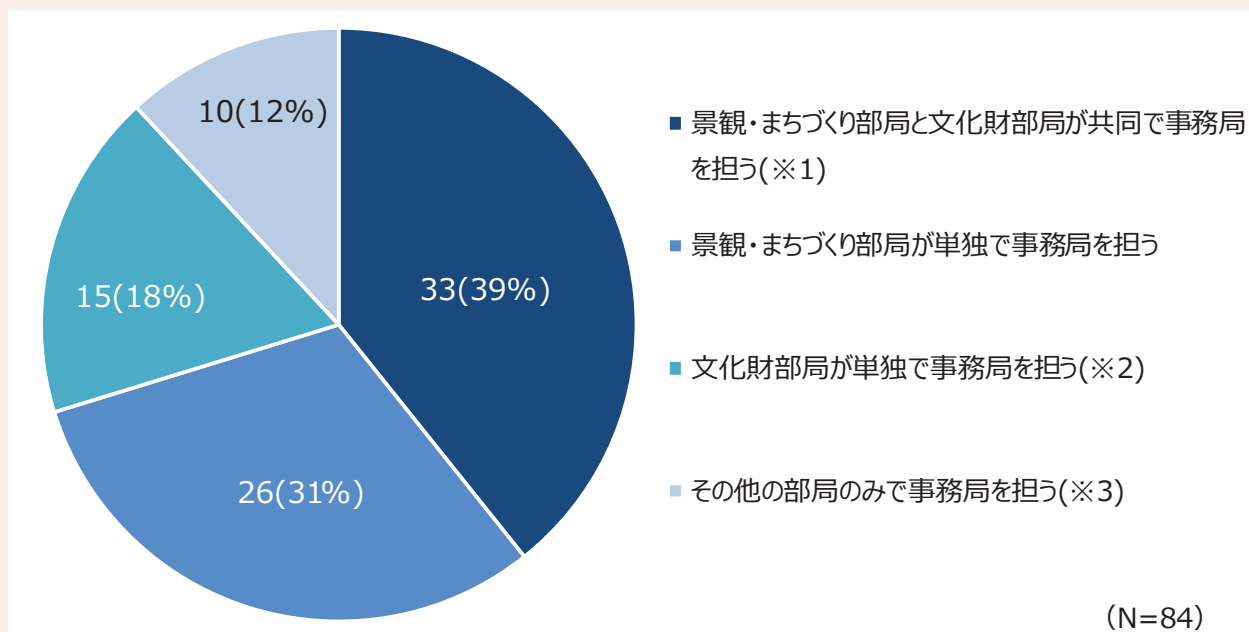
4. 「歴まち」計画の策定体制・流れ

「歴まち計画」の策定体制

■ 策定体制の概要



【自治体の声】 事務局となる部局

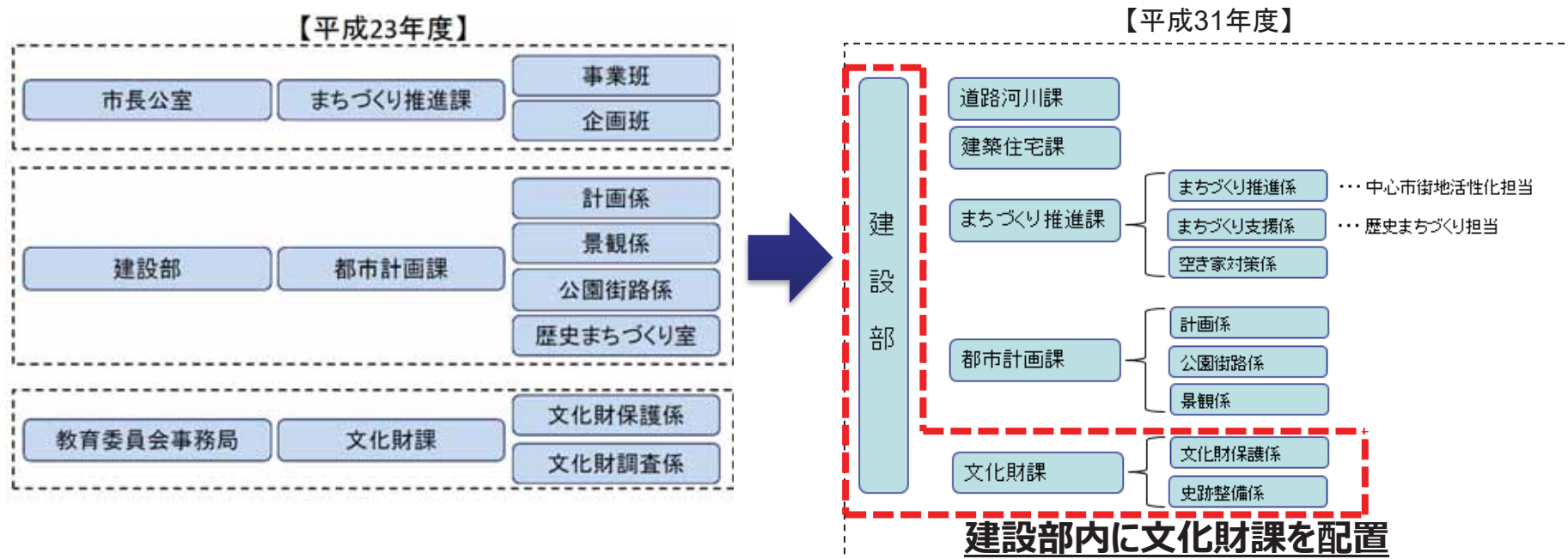


庁内組織体制の強化

- 福島県白河市では、平成24年より歴史まちづくりへの取り組みを意識した組織編成を行い、平成29年からは建設部直轄でまちづくり（歴史まちづくり・中心市街地活性化・空き家対策）、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られている。
- さらに、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を組織し、円滑かつ効率的に事業を推進できるような体制を整えている。



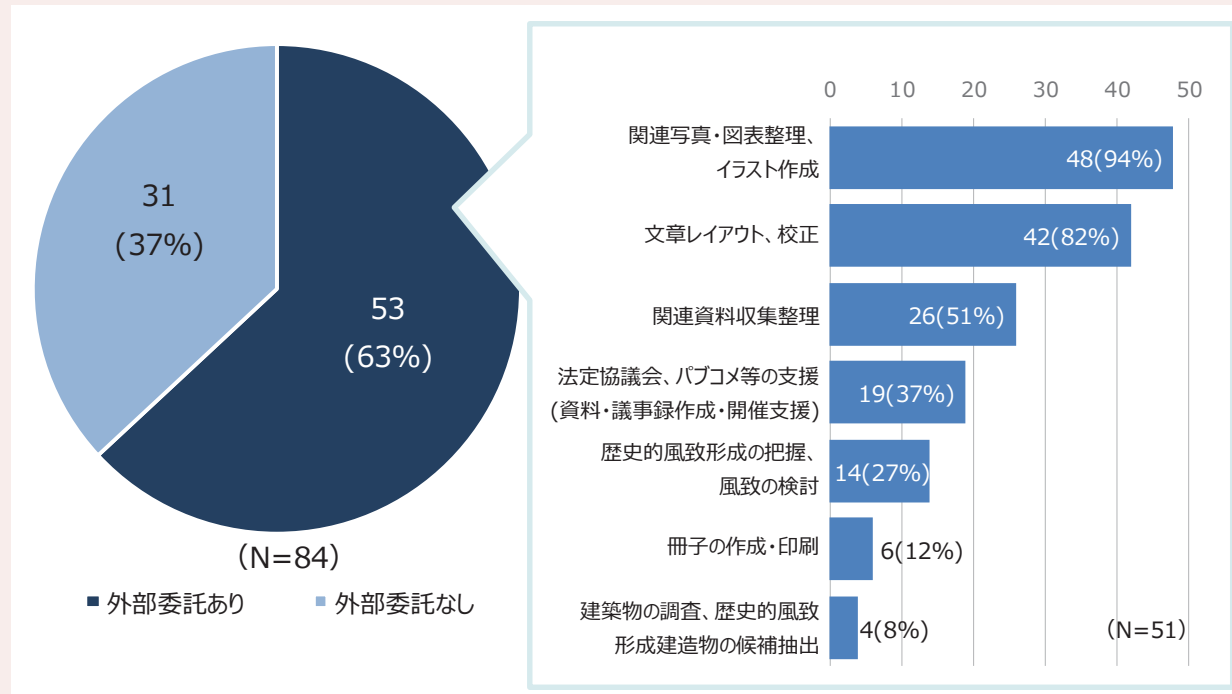
庁内推進本部会議
(平成31年2月22日開催)



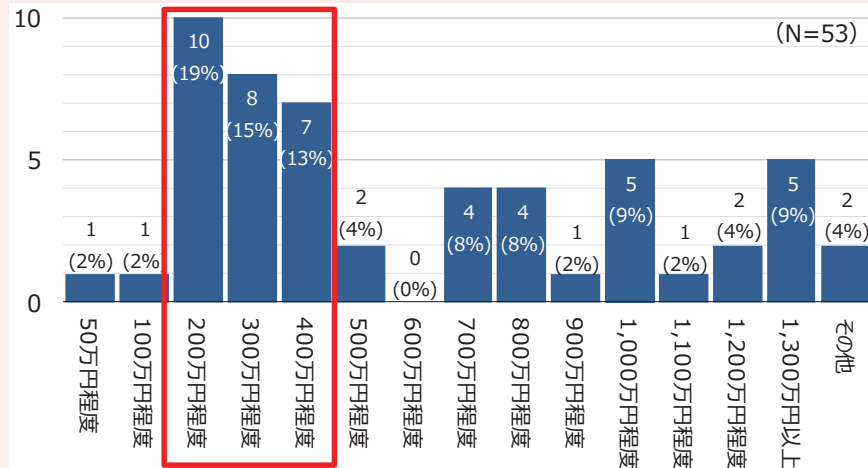
【自治体の声】外部委託の有無と委託内容

＜外部委託の内容＞

- ・63%の自治体で、計画策定にあたって外部委託を実施。
- ・委託内容は関連写真・図表の整理やイラスト作成、文章のレイアウトや校正が多い。



＜委託金額＞

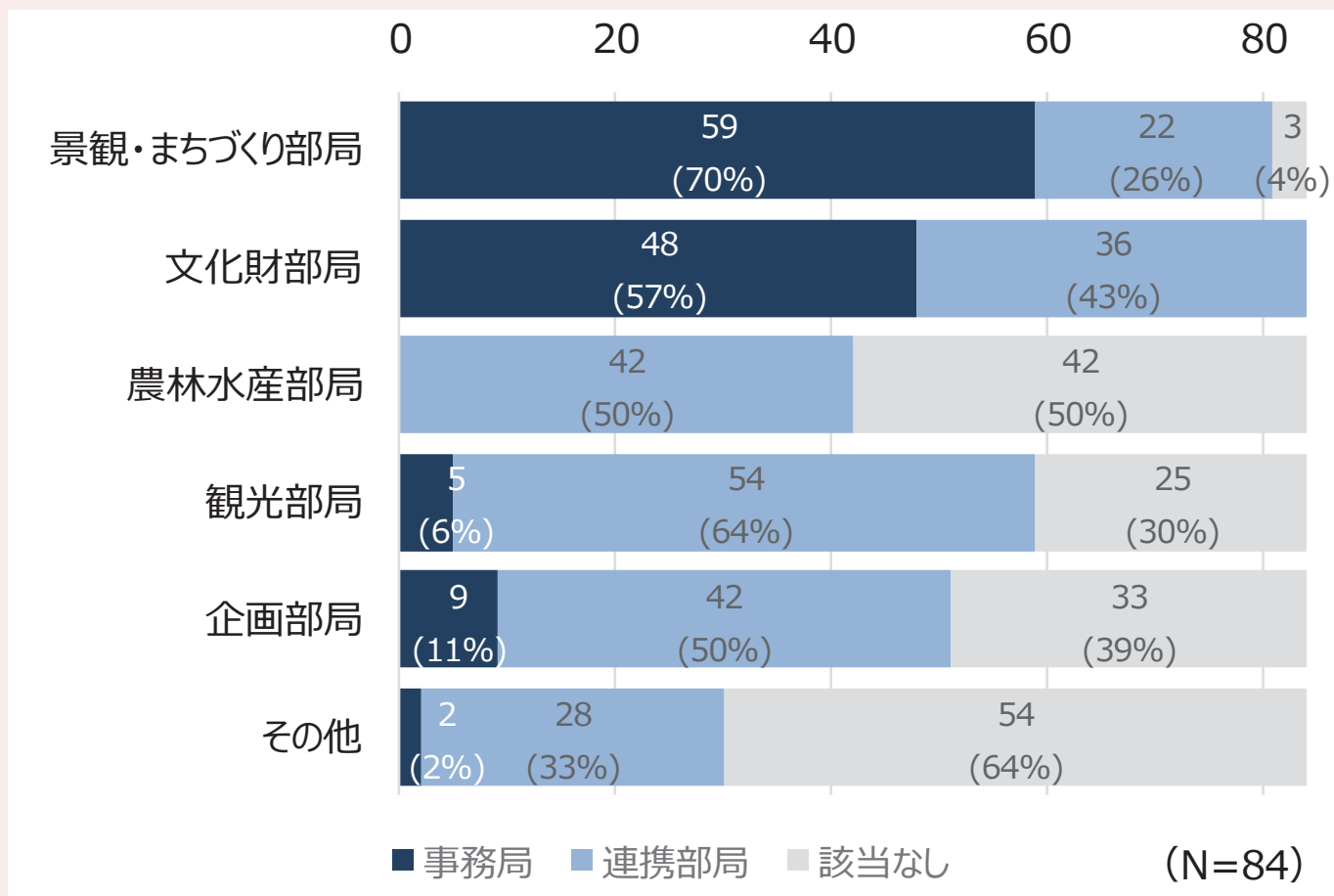


- ・200万円～400万円程度で契約するケースが多い。

【自治体の声】連携部局となる部局

景観・まちづくり部局は96%、文化財部局は100%の自治体において、事務局または連携部局となっている。

農林水産部局、観光部局、企画部局は事務局となるケースは少ないが、半数以上の自治体で連携部局になっている。

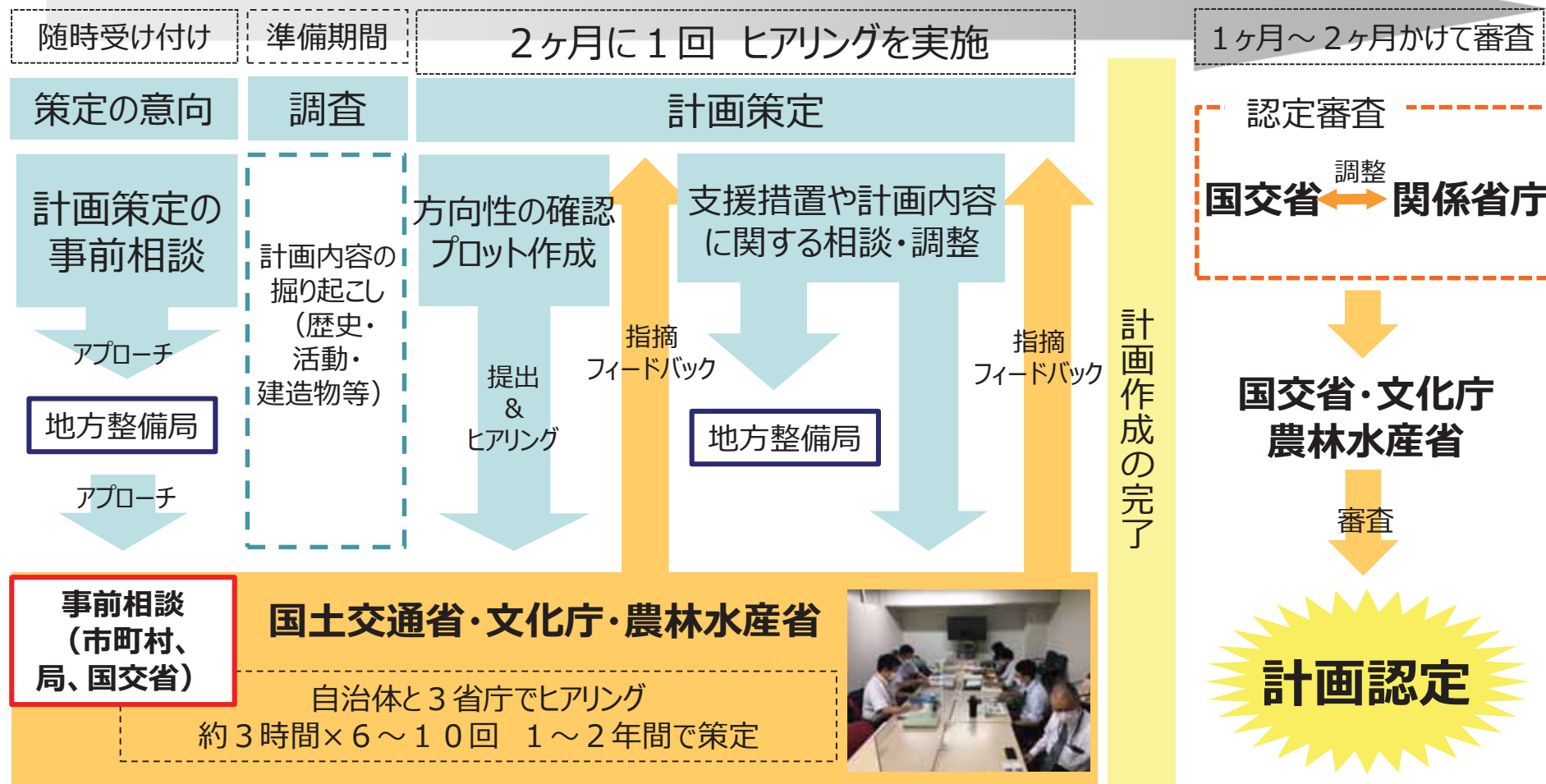


*「その他」の主な内容：産業部局、商工部局、道路部局、建設部局、学校教育部局、地域の支所 等

歴史的風致維持向上計画の認定の流れ

○歴まち計画の認定においては、計画策定の過程で国土交通省・文化庁・農林水産省の3省庁によるヒアリングを実施し、自治体からの相談に対する助言や、計画策定に係る様々なアドバイスを行っています。

■市町村の流れ



認定された計画においては重点的な支援措置が利用可能になります

認定までの全体スケジュール

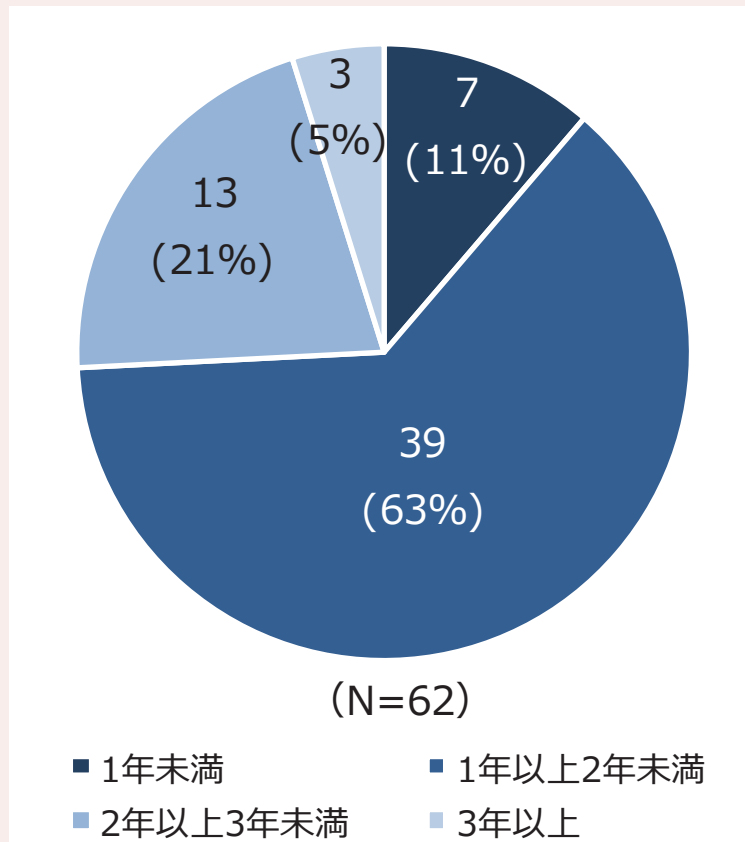
業務内容	年度・月	1年目												2年目								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
計画書策定	計画書全体・手続き													●	●	○	○	○				
	序章 計画策定背景・目的																					
	第1章 歴史的風致形成の背景					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第2章 維持向上すべき歴史的風致	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針																					
	第4章 重点区域の位置及び区域																					
	第5章 文化財の保存及び活用に関する事項																					
	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項																					
	第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針																					
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項																						
国	三省庁協議	0 キックオフ	1 2章	2 1・2章	3 1、2、4章	4 1～6章	5 現地視察	6 全章														
庁内	庁内連携会議			1				2					3									
庁外	(仮称)●●市歴史的風致維持向上計画協議会												1						2		3	
審議会	●●市文化財調査委員会																					
	●●市伝統的建造物群保存地区保存審議会																					
	●●市都市計画審議会																					
市民	パブリックコメント、住民説明会 等																					
議会	議会報告(委員会等)																					

三省庁協議 開始

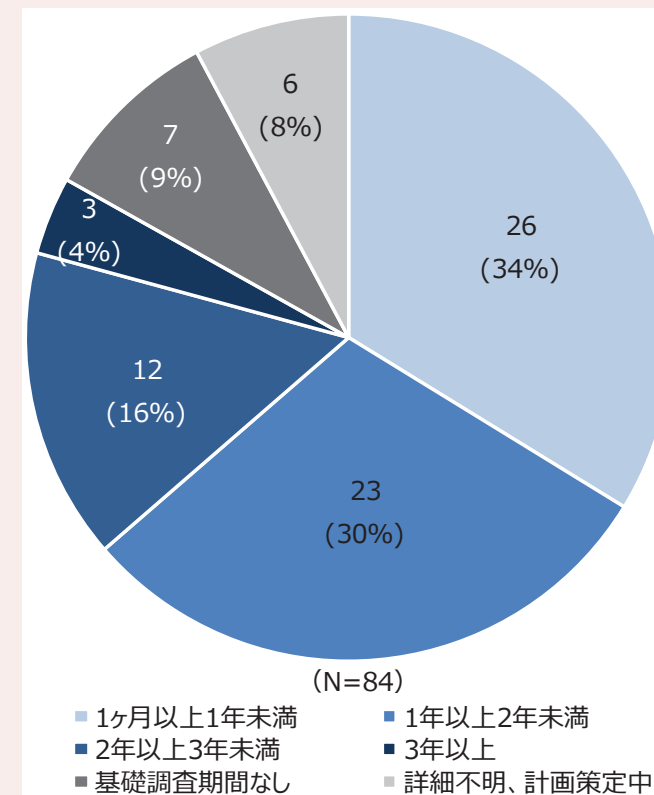
- 国交省のみ参加します
- 打合資料と教えていただきたいこと
 - ・歴まちに関する市町村の概要が分かる、観光や文化財関係のパンフレット
 - ・都市計画図
 - ・歴史的風致としたい要素に関する資料
 - ・スケジュールや策定期限
 - ・活用したい事業や範囲 等

パブコメ、住民説明会な

- ・歴まち計画策定から認定までの期間は、平均 1 年 8 か月。
- ・計画策定と同時進行で基礎調査を実施する自治体は認定までに一定程度の時間を要する傾向。
- ・歴史的風致の基礎調査に費やした期間の平均は、1 年 1 か月。



＜「歴まち計画」の認定までの期間＞



＜歴史的風致の基礎調査期間＞

5. 歴史まちづくりの最近の話題

「伝わる」取組の強化

＜AR・VR＞



AR・VRによる小峰城の再現 (福島県白河市)

＜多言語看板＞



観光案内看板: QRコードで5ヶ国語対応 (和歌山県和歌山市)

＜統一看板＞



(滋賀県大津市)



(滋賀県草津市)

複数の地域で合意形成された統一した看板

＜日本文化体験＞



左上: 甲冑体験



右下: 抹茶体験 (長野県長野市)

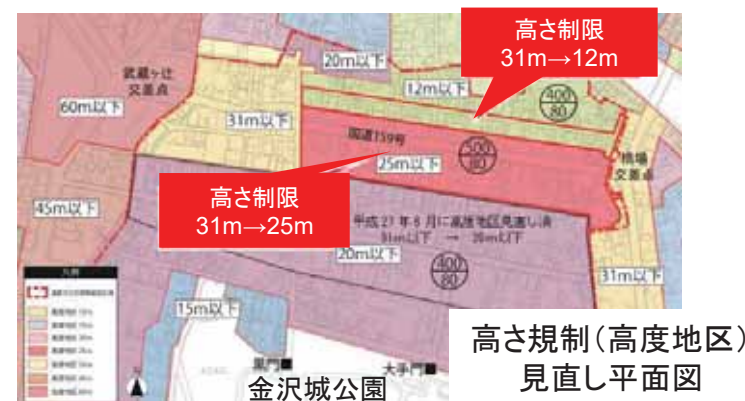
②景観規制の強化

景観法（規制）と歴史まちづくり法（誘導）は、歴史まちづくりを進める上での車の両輪。歴まち法運用指針において **2期計画認定までの景観計画策定が原則義務づけ**られており、両計画の連携強化が必要。

項目	策定済み	検討中	計	割合（）内は検討中を含む割合
景観計画策定	68	11	79	78.1% (90.8%)
屋外広告物条例 (独自条例)制定	39	6	45	44.8% (51.7%)

認定都市における景観計画策定・屋外広告物条例制定状況

令和4年3月末時点



高度地区の見直しによる景観規制の強化(石川県金沢市)

(参考) R4年度予算

○景観改善推進事業

- ・景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- ・景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

③新たな地域資源の掘り起し

【日常生活で活用される歴史的水路】



群馬県甘楽町

【気候・風土を生かした果樹生産】



栃木県栃木市

【昭和を感じさせる看板建築】



静岡県三島市

【戦災復興で生み出されたまちなみ】

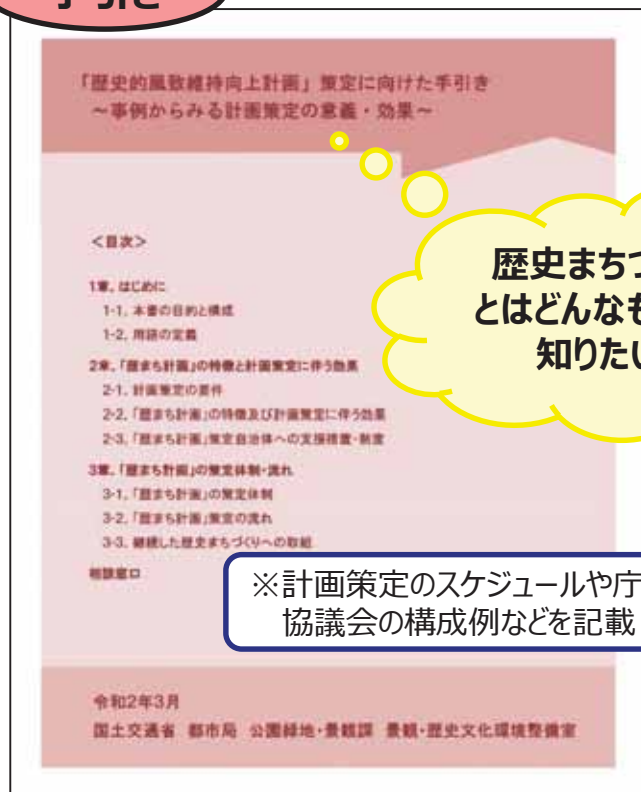


愛知県名古屋市

「歴まち計画」策定に向けた手引き、マニュアル

- 認定都市の計画書策定に係るノウハウを共有することで、今後計画書策定に取り組む自治体での職員の不足を補完し、効率的に計画書を策定することを目的として、令和元年度に「歴史的風致維持向上計画策定に向けた手引き」・「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」を作成し、HP上に公開。
- 「手引き」は歴史まちづくりの特徴や効果を、「作成マニュアル」はこれまでの認定都市の計画書の優良事例から計画策定に取り組む際のポイントを説明したものである。

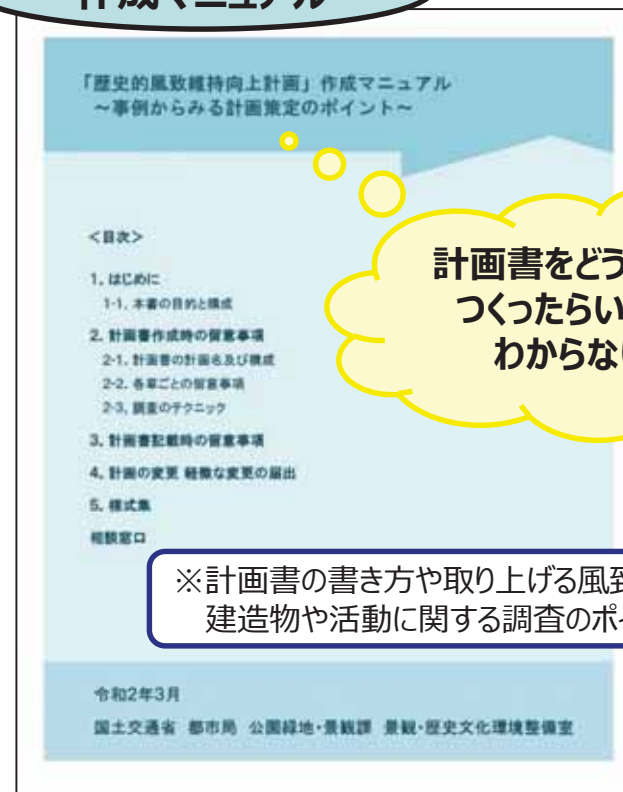
手引き



歴史まちづくり
とはどんなものか
知りたい

※計画策定のスケジュールや庁内体制、
協議会の構成例などを記載

作成マニュアル



計画書をどうやって
つくったらいいか
わからない

※計画書の書き方や取り上げる風致の事例、
建造物や活動に関する調査のポイントなどを記載

<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/R3.3rekimatitebiki.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/R3.3rekimatitebiki.pdf>



ご静聴ありがとうございました。

国土交通省 都市局公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室

樋口 優

E-mail:higuchi-s2ui@mlit.go.jp

(直通) 03-5253-8954 (内線) 32988